

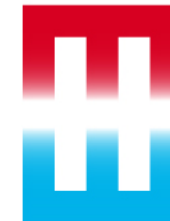
元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

介護人材確保・職場環境改善等事業補助金について

介護サービス事業者集団指導研修
広島県健康福祉局医療介護基盤課



目次



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

- 補助の概要
補助制度の概要を説明、補助対象事業者、補助対象経費
- 補助の目的
補助制度の目的を説明、生産性向上の取り組み、人件費補助
- 補助の申請方法
提出先、提出方法、提出期限
- 広島県電子申請システムの使い方
アカウントの作成方法
申請する場合のURL、申請しない場合のURL
- 計画書の作成方法
計画書の基本情報入力シートの使い方、サービスコード別の記載
- スケジュール
計画書申請期限、補助金の交付、実績報告書の提出



補助の概要



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

■補助の概要

介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）を取得し、生産性向上に向けた取組を行っている事業所に対して、職場環境等の改善又は人件費の改善に必要な費用を補助する（対象となるサービス、補助金額は次ページ）

■補助の対象

原則として、令和6年12月から令和7年3月の間に処遇改善加算を算定し、かつ次の取組を実施する事業者

- （１）介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
- （２）業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）
- （３）業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

■補助対象経費

（１）職場環境改善経費

介護サービス事業者等は、補助額に相当する職場環境改善の取組の経費に充てることができる。当該職場環境改善経費には、介護助手等を募集するための経費及び職場環境改善等（例えば、処遇改善加算の職場環境等要件の更なる実施）のための様々な取組を実施するための研修費等の経費が含まれる。介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の対象経費（介護テクノロジー等の機器購入費用）に充当することはできない。

（２）人件費

介護サービス事業者等は、補助額に相当する介護職員等（介護職員以外のその他の職員を賃金改善の対象としている介護サービス事業所等については、その他の職員を含む。以下同じ。）の人件費（手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。））の改善に充てることができる。



補助の対象となるサービス， 交付金額の算定方法



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

サービス区分	交付率
訪問介護	10.5%
夜間対応型訪問介護	10.5%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10.5%
(介護予防)訪問入浴介護	6.3%
通所介護	6.4%
地域密着型通所介護	6.4%
(介護予防)通所リハビリテーション	5.5%
(介護予防)特定施設入居者生活介護	7.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護	7.4%
(介護予防)認知症対応型通所介護	13.2%
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	8.4%
看護小規模多機能型居宅介護	8.4%
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	11.3%
介護福祉施設サービス	8.3%
地域密着型介護老人福祉施設	8.3%
(介護予防)短期入所生活介護	8.3%
介護保険施設サービス	4.3%
(介護予防)短期入所療養介護(老健)	4.3%
介護医療院	2.7%
(介護予防)短期入所療養介護(病院等・医療院)	2.7%

- 交付額は、基準月（原則として、令和6年12月。12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低い場合などは、各事業所の判断により令和7年1月、2月又は3月の任意の月）におけるの介護総報酬に、交付率を乗じた額
- 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護と、通所型は通所介護と同じとする。
- 左記の表には、短期利用型サービスも含む。
- 次のサービスは対象外
(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション
(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売
(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援





元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

補助の申請方法①（作成する様式）

（１）令和７年度処遇改善加算計画書の作成

①基本情報入力シート

（※令和７年度は、サービスコードごとに記載すること（介護・予防・総合事業などをすべて分けて記載）

②別紙様式2-2（処遇改善加算 個票）

③別紙様式2-1（処遇改善加算 総括表）

⇒基本情報入力シート「提出の目的」で，“加算様式を指定権者に提出”を選択。
提出先に指定権者名を記載し，保存したものを指定権者へ提出

（２）介護人材確保・職場環境改善等補助金計画書の作成（（１）の続き）

④別紙様式2-4（補助金 個票）

⑤別紙様式2-3（補助金 総括表）

⑥別紙様式2-5（口座振替依頼書）※

⇒基本情報入力シート「提出の目的」で，“補助金様式を都道府県に提出”を選択。
提出先を広島県とし，保存したものを広島県へ提出 （電子申請システムを利用）

※ 債権譲渡している場合のほか、口座名義が「法人名（+理事長名）」ではない場合（「（法人名+）事業所名」や「管理者等の職氏名」となっている場合）には、受領委任状を作成し，PDFを添付し提出した後、原本を広島県医療介護基盤課へ郵送して下さい。



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

補助の申請方法②（補助を申請しない場合の申出含む）

■提出先

- (1) 補助を申請する場合
広島県電子申請システム（利用者登録が必要。）

手続名 「【介護サービス】広島県介護人材確保・職場環境改善等補助金 計画書」

URL https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=23001

- (2) 補助を申請しない場合
広島県電子申請システム（利用者登録は不要，スマートフォンのみで手続き可能、法人単位で申出可能）

手続名 「【介護サービス】補助金を申請しない旨の申出（介護人材確保・職場環境改善等事業補助金）」

URL https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=22610

■提出期限

令和7年4月15日

■広島県電子申請システムの利用者登録

- (1) メールアドレスを御準備の上，下記「広島県電子申請システム」から利用者情報を入力・登録してください。

URL https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_initDisplay

- (2) 登録完了後，上記（1）のURLから，ID・パスワードを入力して手続きを開始してください。



参考 計画書作成方法

- 【基本情報入力シート】
- 「加算様式を指定権者に提出」を選択すると、別紙様式2-1、2-2の作成が可能となります。

※この時、別紙様式2-3、2-4は非表示となります。

- 別紙様式2-1、2-2の入力が完了したら、基本情報入力シートから「補助金様式を都道府県に提出」を選択してください。

※この時、別紙様式2-3、2-4の作成が可能となります。



計画書(介護人材確保・職場環境改善等事業、介護職員等処遇改善加算) 基本情報入力シート

別紙様式2

●はじめに本シート(基本情報入力シート)の黄色セルに入力することで、申請対象となる事業等に関する基本的な情報が、各シートに自動的に転記されます。

【重要】

①本計画書は、介護保険事業費補助金(介護人材確保・職場環境改善等事業)(以下「補助金」という。)及び介護職員等処遇改善加算(以下「処遇改善加算」という。)の共通様式です。

②処遇改善加算を申請する場合は、各事業所の指定権者に別紙様式2-1、2-2を、補助金を申請する場合は、各事業所の所在する都道府県に別紙様式2-3、2-4を、それぞれ提出してください。その際、補助金の申請事務を都道府県が外部委託している場合もございますので、必ず都道府県のホームページをご確認ください。

●自動転記の仕組みを活用するため、下記の作業フローに基づき、シートを完成させてください。

本計画書を用いて、処遇改善加算のみの申請を行う場合、別紙様式2-3及び2-4の入力は不要です。

●本計画書は、提出先ごとに個票の内容を変えずに提出することが可能です。

処遇改善加算を申請する際は、「提出の目的」を「加算様式を指定権者に提出」とし、「加算様式の提出先」に記入した上で、指定権者に別紙様式2-1、2-2を提出してください。

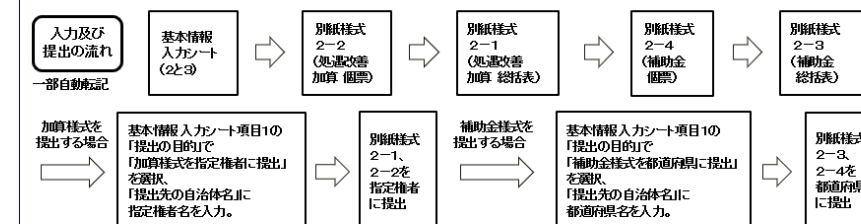
その後、様式2-3、2-4は自動的にグレーアウトされるようになっていますので、シートの削除は不要です。

●その後、補助金を申請する際は、「提出の目的」を「補助金様式を都道府県に提出」とし、「補助金様式の提出先」に記入した上で、都道府県に別紙様式2-3、2-4を提出してください。

この場合も同様に、その他の様式シート(別紙様式2-1、2-2)の削除は不要です。

●「提出先の自治体名」を記入すると、別紙2-1から2-4までの「提出先」欄も、自動で更新されます。

提出先が正しく記入されていることを必ずご確認ください。



1 提出の目的と提出先の自治体名

提出の目的	加算様式を指定権者に提出	
提出先の自治体名	加算様式の提出先(例: ○○県、 ○○市、○○町、○○広域連合)	補助金様式の提出先(例: ○○県)

1 提出の目的と提出先の自治体名

提出の目的	補助金様式を都道府県に提出	
提出先の自治体名	加算様式の提出先(例: ○○県、 ○○市、○○町、○○広域連合)	補助金様式の提出先(例: ○○県)

広島県

参考 計画書作成方法



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

- 【基本情報入力シート】
- サービス名は、サービスコード毎に記載してください。
※ 予防サービス、総合事業も分けて記載。
- 補助を申請する場合は表の右側に「○」
- 「介護予防や短期利用型サービス含め、記入漏れがないことを確認しました。」に「○」

3 補助金及び処遇改善加算の対象事業所に関する情報

下表に必要事項を入力してください。記入内容が別紙様式2-2及び別紙様式2-4に反映されます。

※ 「一月あたり介護報酬総単位数[単位]」は、一月あたり介護報酬総単位数として見込まれる単位数を、前年7月から12月までの6か月間の介護報酬総単位数(処遇改善加算等の各種加算減算を含む。)を6で除するなどの適切な方法によって推計し、事業所ごとに記載してください。

また、「一月あたり処遇改善加算の加算単位数[単位]」は、前年7月から12月までの処遇改善加算の単位数の合計を6で除するなどの方法によって推計し、事業所ごとに記載してください。

なお、令和7年度に事業拡大等に伴う単位数の増減が見込まれる場合には、加算についての適切な計画を策定するため、それらの増減の見込を反映させる等の調整を行っても差し支えありません。

※ 介護予防や短期利用型サービス含め、記入漏れがないことを確認しました。

○

番号	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	サービスコード	一月あたり介護報酬総単位数[単位]	一月あたり処遇改善加算の加算単位数[単位]	一月あたり介護報酬総単位数(処遇改善加算を除く)[単位]	1単位あたりの単価(地域単価)[円]	介護人材確保・職場環境改善等事業を申請予定
			都道府県	市区町村								
1	3411111111	広島県	広島県	広島市	●●ステーション	訪問介護	11	10,000	100	9,900	10.70	○
2	3411111111	広島県	広島県	広島市	●●ステーション	訪問型サービス(独自)	A2	1,000	10	990	10.70	○
3	3411111112	広島県	広島県	福山市	▲▲グループホーム	認知症対応型通所介護	72	10,000	100	9,900	10.00	○
4	3411111112	広島県	広島県	福山市	▲▲グループホーム	介護予防認知症対応型通所介護	74	1,000	10	990	10.00	○

サービスコード表（参考）



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

サービス区分	コード	サービス区分	コード	サービス区分	コード	サービス区分	コード
訪問系サービス		入所系サービス①		地域密着型サービス①		総合事業	
訪問介護	11	介護老人福祉施設サービス	51	小規模多機能型居宅介護	73	訪問型サービス（独自）	A2
夜間対応型訪問介護	71	地域密着型介護老人福祉施設	54	小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	68	訪問型サービス（独自／定率）	A3
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	76	短期入所生活介護	21	介護予防小規模多機能型居宅介護	75	訪問型サービス（独自／定額）	A4
訪問入浴介護	12	介護予防短期入所生活介護	24	介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	69	通所型サービス（独自）	A6
介護予防訪問入浴介護	62			複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	77	通所型サービス（独自／定率）	A7
				複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）	79	通所型サービス（独自／定額）	A8
通所系サービス		入所系サービス②		地域密着型サービス②			
通所介護	15	介護老人保健施設サービス	52	認知症対応型共同生活介護	32		
地域密着型通所介護	78	短期入所療養介護（介護老人保健施設）	22	認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	38		
認知症対応型通所介護	72	介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）	25	介護予防認知症対応型共同生活介護	37		
介護予防認知症対応型通所介護	74	通所リハビリテーション	16	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	39		
		介護予防通所リハビリテーション	66				
施設系サービス		入系サービス③					
特定施設入居者生活介護	33	介護医療院サービス	55				
特定施設入居者生活介護（短期利用型）	27	短期入所療養介護（介護医療院）	2A				
介護予防特定施設入居者生活介護	35	介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	2B				
地域密着型特定施設入居者生活介護	36	短期入所療養介護（病院等（老健以外））	23				
地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型）	28	介護予防短期入所療養介護（病院等（老健以外））	26				



参考 計画書作成方法



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

- 【別紙様式 2 - 4】
- 補助金の算定基礎となる基準月を 1 つだけ選択してください。
- 処遇改善加算を算定している月を選択してください。
- 原則として令和 6 年 12 月を選択して頂くことを想定していますが、当該月の利用者が他の月に比較して少ないなどの場合には、令和 7 年 1 ～ 3 月のいずれの月を選択することも可能です。
- 基準月以降に支出したものが補助の対象となります。

通し番号	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	サービスコード	介護人材確保・職場環境改善等事業を申請予定	一月あたり介護報酬総単位数【単位】(a)	1 単位あたりの単価【円】(b)	交付率 (c)	補助金の見込額 (e) (a×b×c)【円】	交付対象月 ※令和 6 年 12 月を基本とし、各事業所の判断により、令和 7 年 1 月、2 月又は 3 月も選択可能。どれか 1 つのみに「○」。			
			都道府県	市区町村									令和 6 年 12 月	令和 7 年 1 月	令和 7 年 2 月	令和 7 年 3 月
1	3411111111	広島県	広島県	広島市	●●ステーション	訪問介護	11	○	10,000	10.70	10.5%	11,235	○			
2	3411111111	広島県	広島県	広島市	●●ステーション	訪問型サービス(独自)	42	○	1,000	10.70	10.5%	1,123	○			
3	3411111112	広島県	広島県	福山市	▲▲グループホーム	認知症対応型通所介護	72	○	10,000	10.00	13.2%	13,200	○			
4	3411111112	広島県	広島県	福山市	▲▲グループホーム	介護予防認知症対応型通所介護	74	○	1,000	10.00	13.2%	1,320	○			



参考 計画書作成方法

【別紙様式2-3】

- シート中、 に着色されたセルから、該当する項目を☑してください
-  に着色されたセルに、×が記載されていないことを確認してください

2 補助金の支給要件及び使途

【支給要件】(1つ以上の項目にチェック(☑))

職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組の実施を計画している又は既に実施しています。

☐	① 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組
☐	② 介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
☐	③ 業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等)
【使途】(1つ以上の項目にチェック(☑))	
介護人材確保・職場環境改善等事業により、職場環境改善経費への充当又は人件費(一時金等)の改善を行う方法	
☐	① 人件費の改善の実施
☐	② 職場環境改善経費への充当
☑を選択した場合、その使途をプルダウンから選択してください。	

【記入上の注意】

・実績報告では、どのような項目の費用にどのくらいの額を当てたかを報告いただきます。
・職場環境改善経費には、職員に対する研修費用や介護助手等の募集経費、その他の金額が含まれます。
「その他の金額」には、補助金の要件である「業務内容の明確化と役割分担」、「現場の課題の見える化」又は「業務改善活動の体制構築」に関する取組を実施するための費用のうち、介護テクノロジー等の機器購入費用でないもの(専門家の派遣費用、会議費等)のみ充当することができます。
・職場環境改善経費について、複数の取組を行う場合は、主な使途にあたる項目を選択してください。
・介護テクノロジーの導入等を検討している場合には、「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業」をご利用ください。
・職場環境改善経費について、消費税仕入控除税額に充当することはできません。消費税額を対康経費に含めていた場合、消費税仕入控除税額の申告が必要となり、当該控除税額分に相当する補助金の返還が必要となる場合があります。

3 その他要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(☑)すること。

確認項目	証明する資料の例
介護人材確保・職場環境改善等事業による人件費改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	—
補助金を申請する事業所は、交付対象月において介護職員等処遇改善加算(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣ)を取得している、又は令和7年4月の介護職員等処遇改善加算に係る体制届を提出します。	都道府県・市町村への体制届出
補助金として給付される額は、上記使途のために全額支出します。	給与明細、職場環境改善経費に係る明細書等
労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書
都道府県のホームページ等で、介護人材確保・職場環境改善等事業計画書の提出先を確認しました。	—

☐ 本介護人材確保・職場環境改善等事業計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

(以下のどちらか1つにチェック(☑)すること。)

☐ 【提出先の都道府県において、振込先の事業所が依拠譲渡を行っていない場合】
介護人材確保・職場環境改善等事業の支払に係る各都道府県の国民健康保険団体連合会から都道府県への支払口座情報の提供に同意します。

☐ 【提出先の都道府県において、振込先の事業所が依拠譲渡を行っている場合】
依拠譲渡を行っている振込先の事業所について、都道府県に振込口座情報を提供しています。

令和 7 年 月 日 法人名
代表者 職名

参考 計画書作成方法



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

- 口座振替依頼書は必ず作成してください。
- 債権譲渡している場合、口座名義が、事業所名や管理者の職氏名となっている場合は、委任状を作成し、PDFを添付し提出した後、原本を広島県医療介護基盤課へ郵送して下さい。

別紙様式2-5(口座振替依頼書)

振込先口座登録(すべての事業者が提出すること)

介護人材確保・職場環境改善等事業補助金の支払金は、下記の預金口座へ振替えてください。

フリガナ			
法人名			
法人所在地			
電話番号			
金融機関名	1 ページ		
金融機関の種類		金融機関コード(4桁)	
本・支店名			
本・支店の区別		支店コード(3桁)	
預金種目			
口座番号(7桁)			
口座名義人(半角カナ)			
口座名義人			

委任状

私は、次の者を代理人と定め、「介護人材確保・職場環境改善等事業補助金」の受領に関する権限を委任します。

代理人 住所 事業所 C 所在地
役職名 管理者
氏名 D 氏名

令和7年 月 日

委任者

住所 法人 A 所在地
法人名 法人 A
代表者職名 理事長
代表者氏名 理事長 D 氏名

印

広島県知事 様

注意して頂きたいこと

- 補助金の額は、サービスコード別に算定します。
計画書には、サービスコード別に記載してください。
記載漏れがあった場合、補助金の算定・交付ができない場合があります。
- 提出先は次のとおりですので、提出漏れのないようにしてください。
処遇改善加算計画書：各指定権者
補助金計画書：広島県医療介護基盤課（広島県電子申請システム）
- 補助金の計画書は、エクセルのまま提出してください。
- 補助金の申請の有無を確実に把握するため、補助金をしない場合も所定の窓口から申し出を行ってください。
- 補助金の交付は法人ごとに行います。振込先は、1法人につき1つのみご登録いただけます。
補助金計画書の提出も、可能な限り法人ごとに取りまとめてお送り頂くよう御協力をお願いします。
- 口座振替依頼書の記載も忘れないようお願いします。
- 債権譲渡している場合のほか、口座名義が「法人名（+理事長名）」ではない場合（例えば、「（法人名+）事業所名」や「管理者等の職氏名」となっている場合）には、受領委任状を作成し、PDFを添付し提出した後、原本を広島県医療介護基盤課へ郵送して下さい。



スケジュール（一部未定）



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

令和 7 年

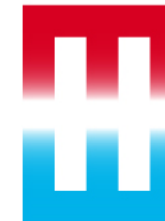
- 4 月 15 日 計画書提出期限
- 5 月 補助対象サービスの審査
- 6 月 交付金額算定
- 8 月 交付金支払い（予定）

時期未定（年内）

実績報告書の提出（提出期限は別途通知）



QA（介護保険最新情報 Vol.1357）



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

- 1. 交付額により人件費の改善や職場環境改善を行う場合、いつまでに行う必要があるのか。
- 2. 法定福利費等の事業主負担の増加分は、人件費の改善に含めてよいのか。
- 3. 補助金を人件費の改善に充てる場合、介護職員以外の職員への配分は可能か。
- 4. 法人本部の人事、事業部等で働く者など、介護サービス事業者等のうちで介護に従事していない職員について、補助額に基づく人件費改善や職場環境改善の対象に含めることは可能か。
- 5. 補助金を職員のベースアップに充ててもよいのか。
- 6. 人件費や職場環境改善等の経費に充てられることとなっているが、補助経費間の配分ルールは設けられているのか。
- 7. 介護職員等処遇改善加算について、いつの時点で算定している必要があるか。
- 8. 介護職員等処遇改善加算Ⅴを算定している場合は補助金の対象外となるのか。
- 9. 休廃止を予定している事業所について、本交付金の対象となるか。
- 10. 補助対象経費として「介護助手等を募集するための経費」とあるが、介護職員を募集するための経費に充てることは可能か。
- 11. 過去に職場環境改善等のために要した経費は今回補助対象となるのか。
- 12. 事業者が補助金の入金を受ける前に実施した人件費改善や職場環境改善であっても、基準月（原則令和6年12月）以降に実施したものであれば、今回の補助金の充当先として実績報告することも可能か。
- 13. ICT機器本体の導入にあたって、「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業」における事業所持ち出し分が生じている場合、本補助金を充てることは可能か。
- 14. 職場環境改善経費について、介護助手等を募集するための経費や研修費以外に、どういった経費が対象経費として含まれるのか。
- 15. 交付額を算出する基準月について、事後的に報酬が変動したことにより、変更申請を行うことは可能か。
- 16. 交付額を算出する基準月について、各事業所の判断となっているが、令和6年12月サービスではない場合その理由は必須なのか。
- 17. 月遅れ請求、過誤調整等により、事後的に総報酬の額が増減する場合、補助金の算出額にどのように反映されるのか。
- 18. 令和7年4月以降に開設する新規事業所は対象外か。
- 19. 事業者から本補助金を債権譲渡したい旨の要望があった場合の考え方如何。
- 20. 法人単位での申請は可能か。

